



「徳島県国民健康保険運営方針（素案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

平成30年度から、本県の国保運営の統一的な方針である「国民健康保険運営方針」に基づき、県と市町村が連携して国民健康保険を運営しております。

このたび、現運営方針が令和6年3月までとなっていることから、引き続き運営していくための方針として内容を見直し、「素案」としてとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい方針にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月15日（金）～ 令和6年1月15日（月）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 国保・地域共生課
国保運営・保険者支援担当

電話：088-621-2194 FAX：088-621-2913

メールアドレス：kokuhochiikikyouseika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
（パブリックコメント）



Q1 「徳島県国民健康保険運営方針」ってどんなものですか？

国民健康保険制度については、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの役割を担っており、市町村においては、資格管理、保険給付、保険料の決定・徴収など、地域におけるきめ細かい事業を以前から引き続き行っております。

このため、県と市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進できるよう、本県における国民健康保険制度運営の統一的な方針を策定しているものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県国民健康保険運営方針（素案）」では、国民健康保険の医療に要する費用や財政の見通し、保険料水準の在り方、市町村の保険料決定の参考として県が示す標準保険料率の算定方法、市町村における保険料の徴収の適正な実施などについての指針をまとめております。

別添資料をご一読いただき、今回の方針改定の内容について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項等について、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。 ）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、方針の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては方針に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。